



介護



介護保険

介護保険課 ☎44-5104

介護保険制度とは

介護保険は老後、安心して生活できるよう、みんなで支えあうことを目的とした制度です。わが国は予測よりも早く人口減少時代に突入し、先進諸国でも類をみない急速な少子高齢化によって、介護の問題が老後最大の不安要因となっています。介護が必要になっても、できる限り自立して、尊厳をもって生活することは国民共通の願いですが、現実には家族だけで介護を行うことは非常に困難になっています。

介護保険制度は、介護を国民みんなで支え、利用者の自立を尊重した総合的なサービスを安心して受けられる制度です。

対象者・利用方法

保険料の支払方法やサービス利用などで下表のような違いがあります。

	第1号被保険者	第2号被保険者
対象者	65歳以上の方	40歳以上65歳未満の医療保険加入者
保険給付の対象者	寝たきりや認知症などで入浴、排泄、食事などの日常生活の生活動作について常に介護が必要になった人(要介護者) 家事や身じたくなどの日常生活に支援が必要な人(要支援者)	初老期認知症、脳血管障害など老化に伴う病気(特定疾病)によって介護などが必要となった人
保険料	所得に応じて13段階に設定	加入している医療保険料の算定方法に基づいて設定
保険料の支払方法	原則は年金から天引きされ、年金から天引きできない方は、納付書や、口座振替による納付	医療保険料と一体的に支払い

※65歳以上の方(第1号被保険者)には、65歳に到達する月に介護保険被保険者証を送付します。また40歳以上65歳未満の医療保険加入者(第2号被保険者)には、要介護認定を受けた際に発送します。



介護

〈以下は広告スペースです〉

楽しいイベントも実施中!

演歌歌手コンサート

モノマネ芸人ショー

郊外レクリエーション

お食事会(外食)

お買い物ツアー

碁・将棋 麻雀・花札

盆踊りなど

デイサービスセンター 一休

生活介護 つなぐ

1日無料体験 実施中!!

葛城市北花内429-1

☎0745-69-1919

デイサービスセンター 一休 検索

食費 420円/1食 おやつ代金無料

介護保険資格手続き

▶ (1) 転入

市民窓口課で転入の手続きを行った後、引き続き転入に伴う介護保険の手続き(介護保険課対応)を行ってください。

なお、転入前の市町村で要介護認定を受けられている方は、手続きにより転入日から認定を引き継ぐことができます。

▶ (2) 市内転居

市民窓口課で市内転居の手続きをされた後、介護保険被保険者証などを介護保険課にお持ちください。

手続きの際に必要なもの

- 介護保険被保険者証
- 介護保険負担限度額認定証(認定を受けている方)
- 介護保険負担割合証(認定を受けている方)

▶ (3) 転出

市民窓口課で転出の手続きをされた後、引き続き転出に伴う介護保険の手続き(介護保険課対応)を行ってください。その際、転出後の連絡先、要介護認定状況、保険料の納付状況を確認し、被保険者証などを回収します。

要介護認定を受けられている方は、転入先でその旨をお伝えください。

手続きの際に必要なもの

- 介護保険被保険者証
- 口座番号等がわかるもの
- 介護保険負担限度額認定証(認定を受けている方)
- 介護保険負担割合証(認定を受けている方)

▶ (4) 死亡

介護保険資格喪失に伴う申出書を介護保険課に提出してください。

交付済の介護保険被保険者証などについては、速やかに返還してください。

なお、介護保険料の変更等のお知らせは、介護保険課からご家族等にお知らせします。

手続きの際に必要なもの

- 介護保険被保険者証
- 口座番号等がわかるもの(相続人)
- 介護保険負担限度額認定証(認定を受けていた方)
- 介護保険負担割合証(認定を受けていた方)



介護

〈以下は広告スペースです〉

喜んでいただけたら……
それが私達の願いです。

介護のことなら何でも
気軽にご相談下さい

居宅介護支援

訪問介護

介護タクシー

有限会社
ハートライフ

グループホーム悠久の里

グループホーム悠生の里

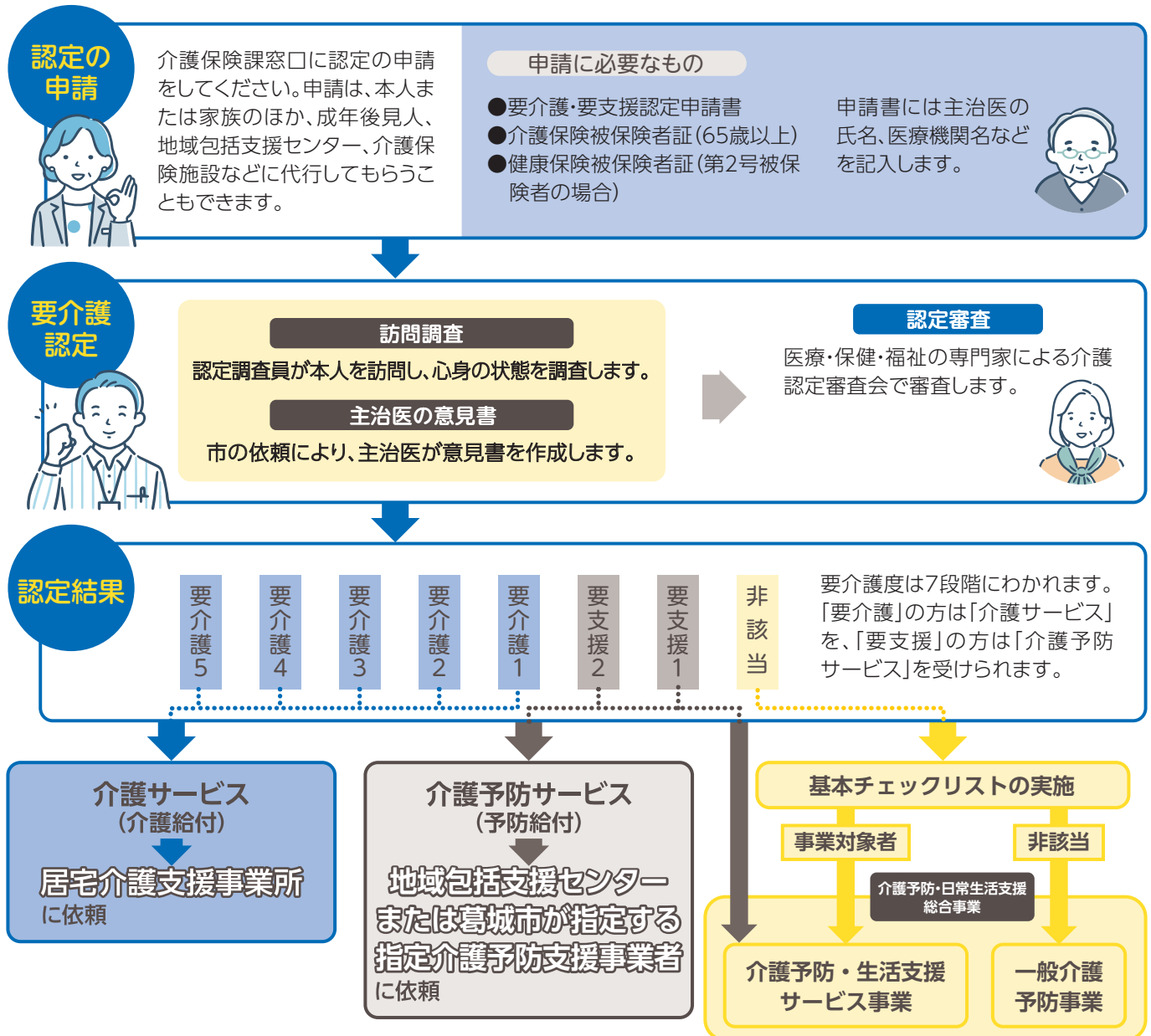
デイサービス悠花^{はるか}

〒639-2151 奈良県葛城市南今市 382-1 TEL 0745-48-3244 FAX 0745-48-3467

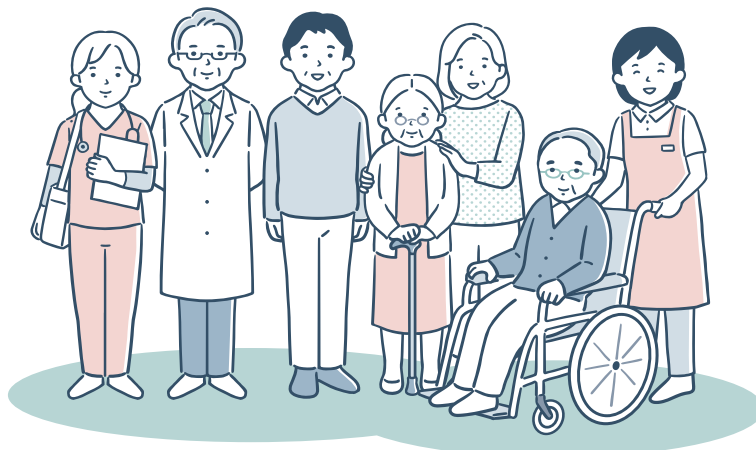
要介護認定・介護給付

▶ (1) 要介護認定までの流れ

サービスを利用するためには、市に申請して「介護や支援が必要である」と認定されることが必要です。



※介護予防・日常生活支援総合事業のサービス内容は、58ページをご覧ください



▶ (2) 利用者負担の支払い・高額介護サービス費の支給

介護保険サービスを利用したときの費用は、サービスの種類や利用時間、要介護状態区分などによって細かく決められています。

所得に応じてその1割～3割が利用者の負担になります。

負担割合については、「介護保険負担割合証」を確認ください。

居宅サービスを利用した場合の利用者負担	居宅サービスを利用した場合は、要介護状態区分ごとに、1か月に利用できるサービスの費用に上限(支給限度額)が決められています。限度額を超えたサービスを利用した場合には、超えた分の全額が自己負担になります。
施設サービスを利用した場合の利用者負担	施設サービスを利用した場合は、 (1) 食事以外のサービス費用の1割～3割 (2) 食費・居住費の負担限度額 (3) 日常生活費など(日用品・おやつ代・理美容代等)が利用者負担となります。 なお、施設サービスの利用者負担は要介護状態区分などに応じて決められます。
1か月の自己負担額が高額になった場合	《高額介護サービス費の支給》 介護保険制度では自己負担額に上限を設定しており、サービスの自己負担額がこの上限を超えた場合には、後から葛城市が「高額介護サービス費」として、超過分について保険給付をします。(同じ世帯に複数の利用者がいる場合には、世帯の合計額となります) 一度申請されますと、以後対象となった場合には、自動的に振込みします。 ※福祉用具購入費や住宅改修費の1割～3割負担分、介護保険給付対象外のサービスの利用負担、支給限度額を超える利用者負担は、高額介護サービス費の対象となりません。

▶ (3) 介護保険住宅改修費の支給

在宅の要介護(要支援)認定者が、介護保険課に事前に申請を行い、要介護等の心身の状況等から必要と認められた場合、手すりの取り付け、段差の解消などの住宅改修費が支給されます。

支給限度基準額は1人20万円で、対象となる経費の9～7割を申請によって後から受け取ります。

手続きの際に必要なもの

- <事前申請>
- 介護保険居宅介護(介護予防)住宅改修事前確認届
 - 住宅改修の予定の状態が確認できる図面等
 - 委任状(本人口座でない場合)
 - ケアマネジャー等が作成した住宅改修が必要と認められる理由書
 - 見積書および工事内訳書
 - 施工前写真(撮影日が分かるもの)
- <事後申請>
- 承諾書(改修を行う住宅の所有者が当該利用者でない場合)
 - 介護保険居宅介護(介護予防)住宅改修費支給申請書
 - 葛城市介護保険住宅改修費請求内訳書または請求内容を明記した書類
 - 領収書の原本
 - 住宅改修工事完了後の写真(撮影日が分かるもの)

留意事項

- 支給対象者は葛城市の介護保険被保険者で、要介護または要支援の認定を受けている方です。
- 介護保険料に滞納がある場合は利用できません。
- 介護保険被保険者証に記載している住所においてのみ、住宅改修の対象となります。

(以下は広告スペースです)

毎日の暮らしに
笑顔をお届けします



介護用品レンタル・販売・住宅改修
車椅子 ベッド トイレ 他

エル・サポート
株式会社 L・デザイン

お気軽にご相談下さい
葛城市北花内 288-2 ☎ 0120-788-336
ホームページ L・デザイン 葛城市 検索

あなたにピッタリな福祉用具をご提案

Care firm With
株式会社 ケアファームウィズ

福祉用具レンタル・販売・住宅改修

☎ 0745-44-3453
(担当:三井・渕)

FAX:0745-44-3454

奈良県葛城市八川92-1-102
営業時間:8:30~17:30
営業エリア:奈良県全域

【HPはこちら】


リハビリ専門職が働く事業所です!



▶ (4)介護保険福祉用具購入費の支給

在宅の要介護者・要支援者が、介護保険法の指定を受けた特定福祉用具販売事業者から特定福祉用具（ポータブルトイレ・入浴補助用具など）を購入したときは、葛城市が日常生活の自立を助けるために必要と認める場合に限り、居宅介護（支援）福祉用具購入費を支給します。

支給額は、特定福祉用具購入費の9～7割（利用者負担は1割～3割）で、申請によって後から受け取ります。ただし同一年度内の支給限度基準額は10万円です。

手続きの際に必要なもの

- 介護保険居宅介護（支援）福祉用具購入費支給申請書
- 福祉用具購入の領収書
- パンフレットの写し（TAISコードの記載されたもの）
- 福祉用具サービス計画書（利用計画）

留意事項

- 介護保険の要介護認定を受けているかどうか確認してください。
- 福祉用具購入費の対象となる用具かどうか確認してください。
- パンフレットの写し（TAISコードの記載されたもの）、福祉用具購入の領収書がない場合は支給できません。

地域包括支援センター

▶ 地域包括支援センター ☎44-3455

地域包括支援センターとは

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるように、高齢者の総合的な相談や支援、必要なサービスの調整を行います。保健師・社会福祉士・主任ケアマネージャーなどの専門の職員が相談に応じます。

▶ 高齢者や家族からのさまざまな相談への対応

介護に関する相談や悩み、健康や福祉、生活に関すること等の相談に応じています。高齢者のみなさまだけでなく、その家族、近隣に暮らしている方からの相談にも応じます。また、受けた相談を適切な機関につなぎ、協力して支援を行います。

▶ 自立して生活できるよう支援

- ①要支援1・2と認定された方への介護予防プランを作成します。
- ②支援や介護が必要となるおそれの高い高齢者について、介護予防事業などの適切な事業が効果的に実施されるよう必要な援助を行います。

▶ 高齢者の権利を守るための支援

高齢者のみなさまが安心して暮らせるように権利を守ります。成年後見制度の紹介や利用の支援、高齢者虐待等の相談に対応します。

▶ ケアマネジャーへの支援や地域のネットワークづくり

みなさまを支える地域のケアマネジャーへの支援や高齢者の方がより住みよい・暮らしやすい地域とするために、さまざまな機関とのネットワークを構築していきます。



介護

（以下は広告スペースです）

ケアセンター 歩
デイサービス あゆみ
TEL. 0745 (63) 1886

真心をこめてお世話させていただきます。

笑顔につながる介護

介護のことなら
お気軽に
ご相談下さい!

御所市大字元町374-2

ここは、あなたの

国家法人 博愛会
介護老人保健施設

かつらぎ
Katsuragi

もう一つの「居室」。

〈東館〉	全室個室 ユニットごとに専任の職員	ご自宅のような生活 個室での短期入所（ショートステイ）が可能	〈本館〉	入所 通所リハビリテーション	短期入所療養介護 居宅介護支援事業
------	----------------------	-----------------------------------	------	-------------------	----------------------

＜博愛会クリニック＞
小児科・内科

訪問リハビリテーション

TEL 0745-69-1805
FAX 0745-69-1812

見学・お問い合わせはお気軽にどうぞ

古都・奈良、葛城山の自然に囲まれ心豊かにくつろげる、あなただけの場所。これまでの老健のイメージを変える充実の設備。ご家族、ご友人とぜひ一度、お気軽に見学にお越しください。お待ち申し上げております。

〒639-2131 奈良県葛城市林堂 360-1 TEL：0745-69-1800

介護予防・日常生活支援総合事業（以下、「総合事業」という）は、住み慣れた地域でいつまでも自分らしく暮らし続けられるよう支援するため、地域の実情に応じたサービスを充実させていく事業です。

総合事業は要支援認定者、事業対象者が利用できる「介護予防・生活支援サービス事業」と65歳以上の方が利用できる「一般介護予防事業」の2つの事業で構成されています。

介護の専門職に加えてボランティアや住民、様々な団体が参加し、必要なサービスの充実、地域の支え合い体制づくりを推進していきます。

▶ (1) 介護予防・生活支援サービス事業

利用できる方

- 要介護認定で「要支援1・2」と認定を受けている方
- 基本チェックリストで事業対象者と判定された方

サービスの内容

- 訪問型サービス（ホームヘルプ）
内容：ホームヘルパーが居宅を訪問し、調理・掃除・買い物代行等の生活援助を行います。
- 通所型サービス（デイサービス）
内容：食事・入浴・レクリエーション・機能回復訓練等、日常生活上の支援や生活機能向上のための支援を日帰りでを行います。
- 短期集中予防サービス
内容：個人の状態に合わせて、生活のしづらさを取り除き、自信を持って生活を送れるようになることをめざして、専門職（理学療法士・作業療法士・歯科衛生士等）が改善するためのプログラムを提供します。
期間はおおむね3ヵ月間です。



▶ (2) 一般介護予防事業

利用できる方

- 65歳以上のすべての方

事業の内容

- 各種教室の開催・自主運動教室の支援
・介護予防教室・認知症予防教室・自主運動教室 等
- その他介護予防の取り組み
・認知症早期発見の取り組み
・介護予防活動支援を行うボランティアグループ「介護予防リーダーかつらぎ晴ッスル」事務局
・生活応援サポーター（ひとり暮らし高齢者や高齢者世帯を対象に、研修を受けた市民が、ゴミ出し・お話し相手等の支援を行います。）



▶ 利用についての相談は、下記の窓口へ

- 葛城市地域包括支援センター
☎ 44-3455



介護

発見！ わたしのまちのユニバーサルデザイン

身近にあるユニバーサルデザインとはどんなものか探してみましょう。

音の鳴る信号機



地域によって音が違うことも

音で青信号を知らせて、安全に横断歩道を渡ることができます。

自動ドア



荷物で両手が使えなくても大丈夫

車いすの方や荷物を両手に持っている方でも楽に入出入りできます。

フラットな入り口



ベビーカーでも簡単に入る

フラットな設計で最初から誰もが訪れやすい入り口。





認知症に関する相談

自分自身や家族、友人など周りの人について「もしかして認知症では」と思われる症状に気づいたとき、介護について悩んだときにご相談ください。

症状が軽い段階のうちに認知症であることに気づき、適切な治療や予防を行うことで認知症の進行を遅らせられることもあります。

1人で悩まず、相談してください。

認知症サポーター養成講座

認知症サポーターとは、認知症について正しく理解し、認知症の人や家族を温かく見守る応援者です。そのサポーターを養成し、認知症になっても安心して地域で暮らせるよう、認知症に理解のある地域づくりを目的として講座を開催しています。

かつらぎネット Meまもり事業 (葛城市徘徊高齢者等SOSネットワーク事業)

市内在住で、行方不明の恐れのある方を地域全体で見守り、行方不明発生時の早期発見を図ることが目的の事業です。行方不明発生時に、各機関が相互連携し迅速に対応するため、事前に登録した情報を生活安全課、高田警察と共有で管理します。

このネットワークに登録している方は、費用負担なく個人賠償責任保険に加入できます。この保険は、加入者の方が日常生活で他人にけがをさせてしまったり、他人の財物を壊したことなどにより、法律上の損害賠償責任を負ってしまった場合に、その賠償金を補償する保険です。

徘徊高齢者家族支援事業

認知症の高齢者が行方不明になったときに位置情報がわかる専用端末機について、市が基本使用料と検索料を負担し、高齢者の安全及び家族の負担の軽減を図ります(機器購入費用は利用者負担です)。



介護

発見！

わたしのまちのユニバーサルデザイン

身近にあるユニバーサルデザインとはどんなものか探してみましょう。

エレベーター

怪我をしているときにも安心



車いすの方やキャリーバッグを持っている方など誰でも簡単に利用できます。

高さの違う記載台



車いすの方や身長の高低に合わせてそのまま気持ちよく使える記載台。

浮き出しているエレベーターのボタン



ひらく

点字がなくても触ると識別できる数字やマークが浮き出しているボタン。





 **ベルライフグループ**

介護付有料老人ホーム [定員50名]

デイサービス [定員10名]

充実の医療体制

看護師 日中常駐



外出 外泊 面会 が可能

日中は体操やレクリエーションを実施しております



～ 少人数制でゆったり過ごせる空間 ～

・レクリエーションも豊富

カラオケが人気

・広いお風呂と機械浴あり

半日利用可

無料体験受付中!



ご自宅までの送迎あり



介護付有料老人ホーム
デイサービス

ベルライフ葛城

〒639-2113
奈良県葛城市
北花内527-1

JR大和新庄駅から
徒歩8分

入居相談・見学会はこちらまで

 **0120-658-113**



介護付有料老人ホーム	介護付有料老人ホーム	介護付有料老人ホーム・地域密着型デイサービス	認知症対応型デイサービス・高齢者グループホーム	地域密着型デイサービス
ベルライフ大和高田 大和高田市西町2-30 TEL.0120-417-658	ベルライフ田原本 磯城郡田原本町大字宮森87-1 TEL.0120-24-4165	ベルライフ葛城 葛城市北花内527-1 TEL.0120-658-113	ベルライフ築山 大和高田市築山696 TEL.0120-65-8780	ベルライフ榛原 宇陀市榛原萩原2431-2-101 TEL.0745-85-1313
運営会社:株式会社日本ベルアージュ 大和高田市西町2-30 TEL:0745-25-2200				



食の栄養改善・自立支援事業

ひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯で、心身の障害、疾病などで食事の確保が困難な方を対象に、栄養に配慮した昼食を平日に配食しています。配食は安否確認も兼ねているため、手渡ししています。また1食370円の個人負担が必要です。

緊急通報装置整備事業

ひとり暮らしの高齢者、または2人以上の世帯で他の同居者も虚弱である方で、見守りを必要とする疾病がある方を対象に、自宅と関係機関を緊急通報システムで結び、急病や緊急時に24時間体制で迅速・適切に対応します。

利用申請に際しては、近所にお住まいの方（協力員）及び緊急時連絡先の登録が必要です。

家族介護用品（紙おむつ）支給事業

市内にお住まいの要介護4以上の方、要介護3の方で「排尿」もしくは「排便」において見守りや介助が必要と認められる方を対象に介護用品（紙おむつ）を支給します。

軽度生活援助事業

ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯で、日常生活上の簡易な作業（庭の草抜き等）に援助を必要とする方を対象に生活援助員を派遣します。

また、ひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯に、地震等による家具の転倒を防止するための器具を設置します。設置は1世帯につき1回限り、家具は4つまでです。

生活援助員または取付作業員1人に対し1時間当たり100円の利用者負担が必要です。

ひとり暮らし高齢者配食サービス事業

ひとり暮らし高齢者で、原則として要介護認定を受けている方または総合事業対象の方で、緊急通報装置を設置し、地域での見守りが必要と思われる方に、ボランティア「ふたば会」の皆さんが作った「まごころ弁当」を毎月1回、民生委員の協力を得て安否確認をおこないながら宅配します。

日常生活用具給付等事業

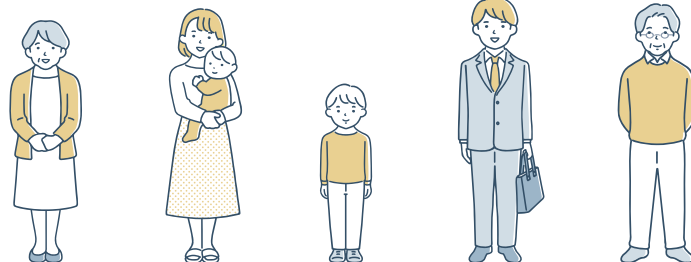
市区町村民税非課税世帯に属する高齢者で、防火等の配慮が必要な介護等を受けているひとり暮らしの方を対象に、電磁調理器や火災報知器などを給付します。

訪問理美容サービス事業

要介護認定を受けている方または総合事業対象の方で、外出することが特に困難と認められる方を対象に、年2回まで、理美容師の出張経費を補助します。（理髪などにかかる技術料は全額自己負担です。）

生活管理指導短期宿泊事業

介護保険の給付対象者に該当しない在宅のおおむね65歳以上の方で、閉じこもりがちな方及び要介護状態になる恐れのある方の社会的孤立感の解消、自立生活の支援を目的として、養護老人ホーム等での短期宿泊により、生活習慣等の指導をおこないます。





公益社団法人葛城市シルバー人材センター

シルバー人材センターは、高齢者に働く機会を提供し、その就業を通じて生きがいの充実や生活の安定が得られるよう、また地域社会への貢献や現役世代の下支えが実現できるよう事業を行っています。

当センターでは、市内在住の60歳以上の健康で働く意欲をもった高齢者が、生きがいづくり、社会参加、仲間づくり、健康維持・増進、経済的理由など、それぞれ自分の目的やライフスタイルに合わせ、時間を有効に活かして、いろんな場所で活躍しています。

☎48-5003(當麻事務所)

☎69-3300(新庄事務所)

シルバーでは、こんな仕事をしています

- 家庭の仕事(草刈り、草引き、庭木の剪定)
- 公共、会社の仕事(公園等の緑化管理、施設清掃、選挙広報配布)
- 労働者派遣(学童保育所指導員補助、商品製造・出荷補助、菊・野菜農家栽培収穫補助)

事務所

當麻事務所 加守833番地

新庄事務所 林堂123番地(いきいきセンター内)



障害福祉

➡ 社会福祉課

☎44-5103

身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳

身体に障がいのある方、知的障がいがあると判定された方、精神疾患のある方からの、各手帳の申請の受付を行います。

福祉タクシー

身体障害者手帳(1・2級)または療育手帳(A1・A2・A)所持者の生活、行動範囲拡大のために、年24回を限度にタクシーの基本料金を助成します。

特別障害者手当

20歳以上の在宅重度重複障がい者の方で、日常生活において常時特別の介護を必要とする方に対して支給します。所得制限があります。

障害児福祉手当

20歳未満の重度障がい児の方で、常時特別の介護を必要とする方に対して支給します。所得制限があります。ただし、障がい児入所施設等に入所していない方が対象です。

自立支援医療制度

▶ 更生医療・育成医療

障がいの軽減あるいは機能の維持などの効果が期待できる対象医療について、医療費の一部を公費で負担します。

▶ 精神通院医療

精神疾患を有し、継続的に通院する方に医療費の一部を公費で負担します。

担当窓口 社会福祉課 障害福祉係



福祉

(以下は広告スペースです)

精神科訪問看護ステーション

ラシクル葛城

〒635-0095 大和高田市大中99-2 高田吉田ビル3階

【訪問実施地域】(下記以外の地域もご相談ください。)

葛城市、大和高田市、広陵町、
香芝市、御所市、橿原市

お気軽にご相談ください

TEL.0745-52-5500

営業時間：9:00～17:15(月曜～土曜)

休日：日曜日・年末年始

詳しくはHPへ



病気や
日常生活への
不安を抱えている

お薬が
きちんと
飲めない

外来通院が
途絶えがちに
なってしまう

こんなときは
**精神科訪問看護を
ご利用ください。**

症状に
左右されて
生活に支障を
きたしている

病気について
家族にも
理解してほしい



精神障害者医療費助成制度

精神障害者保健福祉手帳(1・2級)所持者を対象に、健康保険証を使って病院にかかったときの医療費の一部を助成します。

加入されている健康保険から高額療養費等の給付を受けた場合は助成金との重複分を差し引くか、返還していただくことになります。

「心身障害者医療費助成」、「重度心身障害老人等医療費助成」については福祉医療制度(P.50)へ。

精神障害者医療費助成制度(精神通院医療)

精神障害者保健福祉手帳(1・2級)をお持ちでない方が、自立支援医療(精神通院医療)を利用し、病院にかかったときの医療費のうち月500円を除いた額を助成します。所得制限があります。ただし、社会保険各法の「本人」以外の方が対象です。

障害福祉サービス(※)

在宅の訪問サービス、通所による日中活動や訓練、入所施設におけるサービス等を行います。

地域生活支援事業(※)

余暇活動等における移動支援、手話通訳者等の派遣を行う意思疎通支援、日中活動の場を確保する日中一時支援等を行います。

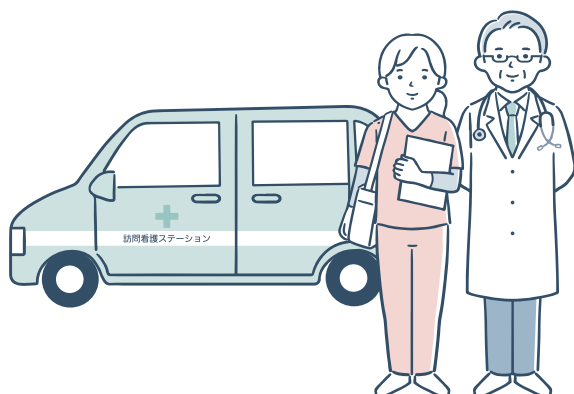
障害児通所支援(※)

施設に通所し、日常または社会生活を送るための療育や訓練を行います。

※これらの福祉サービスを利用するためには、支給決定等を受け、指定障害福祉サービス事業者等と契約することが必要です。

また、相当するサービスが介護保険サービスにある場合は、介護保険制度が優先です。

担当窓口 社会福祉課 障害福祉係



福祉

〈以下は広告スペースです〉



就労継続支援B型事業所
繋がる CONNEQT



- ☑ できることを増やしたい!
- ☑ 苦手なことを克服したい!
- ☑ 自分のペースで働きたい!

※そんなあなたの未来に繋がる※



送迎相談可



バリアフリー



工賃有

お気軽にお問合せ下さい!

☎ 0745-49-0611
☎ 0745-49-0637
〒639-2126 葛城市南花内 254-5
(平日 9:00~17:00)

LINEでのお問合せはこちら

